

# 平成26年度以降の行政評価局調査テーマについての意見募集の結果

平成26年4月1日  
総務省行政評価局

「平成26年度以降の行政評価局調査テーマ候補」について、平成26年2月4日（火）から同年3月5日（水）までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、21件の御意見等を頂きました。ありがとうございました。頂いた御意見の概要は1のとおりです。今後の検討の際に参考とさせていただきます。

また、行政評価局の調査についての御質問の概要は、2のとおりであり、3のとおり回答いたします。

## 1 御意見の概要

- (1) 公共サービス等の外部委託において、労働・社会保険諸法令に反している委託先事業所があるので、社会保険労務士を活用してほしい。
- (2) 「官製ファンド」についてしっかり評価すべき。
- (3) 補正予算の正当性を公表してほしい。
- (4) 報道されていないストーキング事件について報道するよう調査すべき。（2件）
- (5) 職場の受動喫煙の労働災害認定の基準を作成してほしい。
- (6) 協同組合Xにおいて、セクハラ、パワハラ相談窓口の対応が不十分。
- (7) 大麻取締法の運用に問題があるので、テーマとして取り上げてほしい。
- (8) 平成27年度及び28年度実施予定のテーマ「労働者の健康確保対策」において、職場における受動喫煙対策の状況等を調査してほしい。
- (9) 警察における児童虐待への対応について行政評価してほしい。
- (10) ①省庁横断的な分析は、特定の利害関係者の立場を優先しすぎていないか等のチェックが出来る貴重な機会である。②市場の失敗への対処といった行政関与の必要性についての検討もしっかりしてほしい。

## 2 御質問の概要

- (1) 意見募集を行う合理的理由如何。
- (2) 国民の安全安心に係るテーマを行う理由。国民の生命、財産に対する定量的評価の基本的考え如何。
- (3) 候補として挙げられているテーマの選定経緯が透明化されていないと考えるが考え方如何。

- (4) 調査対象となった制度・事業は全てが評価対象となるのか。
- (5) 評価結果の効果と調査に伴う必要経費を費用対効果として評価しているのか。
- (6) 評価局自身の制度・事業に対する調査はどの機関が実施し、公表しているのか。
- (7) 企業等を調査する場合のコストに関する考え方如何。
- (8) 調査結果に基づく評価においても同様に国民から意見を聞く機会は存在するのか。
- (9) 調査対象を選定する際、統計的考えは適用されているのか。
- (10) 行政評価局調査における地方評価局及び評価事務所の役割如何。また、地域調査計画に係る意見募集は行われているのか。

### 3 御質問に対する回答

行政評価局においては、行政機関の動向、社会的な問題の発生状況等について、常時情報収集等を行うとともに、国民の皆様の問題意識を踏まえて調査テーマを選定しております。例えば、国民の安全安心の確保は行政が取り組むべき重要課題であると考えております。

評価に際し、定量的評価が適当と考えられるものについては、可能なものは活用しております。他方、評価手法が確立していないものについても、最もふさわしい手法をとるという考え方で臨んでおり、質的な評価をすることもあります。統計的手法についても同様です。各調査テーマについては、プログラムで決定して以降、調査を具体的に設計していくことになります。

また、調査に当たっては、民間の協力を仰ぐべきものもあり、法に基づき適切に調査をしてまいります。

調査結果は全て公表しておりますので、国民の皆様に、それぞれのお立場で評価に活用していただきたいと考えております。

なお、当局の調査の対象としては、当局自身も除かれておりません。

管区行政評価局・行政評価事務所の役割としては、プログラムに基づく実地調査を行うとともに、独自に地域計画調査を行っており、これらについては、各局所のホームページから御意見を受け付けております。